

墨田区国民保護計画とは

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」及び「国民の保護に関する基本指針」「東京都国民保護計画」に基づき、武力攻撃事態や大規模テロ等の緊急対処事態において、区が実施する国民保護措置等を規定した計画

主な変更点

1. 「国民の保護に関する基本指針」変更に伴う変更点

(1) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」ことを明記した。

【新】第2編 第5章 第2 避難住民の誘導等

全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、迅速な情報伝達等により被害を局限化することが重要である。

【旧】第3編 第5章 第2 避難住民の誘導等

迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要である。

(2) 東京都が実施する避難施設の指定に際し、区が提供する情報として施設の収容人数、地下収容の可否等を明記した。

【新】第5編 第2章 5 避難施設の指定への協力

区分に応じて施設の収容人数、地下収容の可否等の必要な情報を提供するなど都に協力する。

【旧】第2編 第2章 5 避難施設の指定への協力

区分に応じて必要な情報を提供するなど都に協力する。

(3) 訓練の計画に当たり、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど実践的な訓練となるように留意する旨記載した。

【新】第5編 第1章第6 2 訓練

実動訓練、図上訓練等を、様々な情報伝達手段等の手法を組み合わせ、様々な場所や想定で行うなど、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

【旧】第2編 第1章第6 2 訓練

実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

2. その他の変更点

編	項目	変更内容
1	総論	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 東京オリンピック関連記載を削除 ➤ デマ情報への注意喚起について記載 ➤ 対象とする武力攻撃事態の順序を変更 <ul style="list-style-type: none"> ①③弾道ミサイル攻撃、②ゲリラ・特殊部隊による攻撃、③④航空攻撃、 ④①着上陸侵攻 ➤ 時点変更
5	平素からの備え	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 区民・事業者の皆様に行っていただきたい備えを記載 ➤ 避難行動への理解、備蓄、訓練への参加
2	武力攻撃事態等への対処	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民の行動や協力について記載 ➤ 避難、災害兆候の通報等
3	復旧等	—
4	大規模テロ等（緊急対処事態）への対処	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事態認定前を含む発生時の対処に特化 ➤ 「平時における警戒等」を「5 平素からの備え」に移行